

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫の分と一緒にA市役所B支所で一括納付した。

夫の昭和43年4月から48年3月までの保険料は納付済みで、私の保険料が未納となっていることはあり得ない。

また、夫婦共に昭和48年4月から49年3月までの保険料が未納となっていることも納付できないので申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの保険料を第2回特例納付の実施時期である50年12月22日に特例納付した記録となっている。

また、上記名簿（紙名簿）によれば、申立人とその夫の納付状況は、ほぼ同一であることから、申立人が夫の保険料と一緒に納付していたことがうかがえる上、申立人は申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったものと考えられる。

一方、申立人は申立期間の保険料を一括納付したとしているが、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの保険料は、第2回特例納付によっては納付することができない期間である上、夫の保険料を特例納付した50年12月22日時点では、48年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することができない。

また、上記の名簿（紙名簿）及び台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月以降については、一緒に納付したとする夫の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私の父は、昭和35年10月に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してしてくれた。

昭和38年4月に私は就職のためA区へ引っ越し、A区役所で国民年金の住所変更の手続を行い、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付した。

また、昭和40年10月にB市へ引っ越し、C社に勤務した。同社の社長の奥様から41年4月から厚生年金保険に加入させるので、それまでは国民年金を納めてくださいと言われた。B市ではB市役所D支所で、A区にいたときと同様に、納付書に現金を添えて保険料を納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

E町が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人は昭和35年10月1日に国民年金の資格を取得し、同月24日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、その手帳記号番号は申立人の父、母及び兄と連番となっていて、申立人の父が申立人を含む家族4人の国民年金の加入手続を行ったと推認されるところ、申立人は、A区及びB市で国民年金の住所変更手続及び保険料の納付をしたと主張するが、同名簿によれば、申立人がA区へ転出した38年4月以降もE町で保険料が納付されていることが確認できることからすると、A区への転出後も申立人の父が引き続き申立人の保険料を納付していたものと考えられる。

また、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10

月 24 日に申立人の父、母及び兄と共に 4 人連番で払い出されており、上記名簿によれば、申立期間前の 36 年 4 月から 40 年 3 月までの納付日の記録は、4 人共すべて同日となっていることが確認できるところ、申立期間の保険料が、申立人について格別に生活状況に変動があったとも思われな  
いにもかかわらず、申立人を除く 3 人の納付記録は納付済みとなっているのに、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人の納付記録を見ると、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料はすべて納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、昭和30年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年10月1日から28年6月1日まで  
② 昭和28年6月1日から29年6月1日まで  
③ 昭和29年10月27日から30年1月20日まで  
④ 昭和30年7月1日から同年10月1日まで

申立期間①はA社B支店が施工した工事の下請であるC班に所属していた期間で、厚生年金保険被保険者証を渡された覚えがある。申立期間②はD社に勤務していた期間である。申立期間③及び④はE社（現在は、F社）G事業所から出張し、H事業所に勤務していた期間であり、昭和32年に退職するまで継続して同社に勤務していた。当時、家族もいたことから健康保険証が無いわけではない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、社会保険事務所が保管するE社H事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が一部相違しているものの同姓同名の記録があり、当該記録は、昭和30年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、当該名簿に記載されている申立人の生年月日と厚生年金保険の記号番号は、申立期間④前後に勤務していたE社G事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係る記録であり、申立人が昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたものと認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額は、当該被保険者記録から、1 万 2,000 円とすることが必要である。

申立期間①について、A 社 B 支店では、「申立期間当時、下請事業者の厚生年金保険への加入は工長等の限られた者のみであり、現存する資料では申立人の厚生年金保険への加入の事実は確認できない。」と証言している。

また、申立人が親方であったと述べている下請の事業主及び当時の同僚については、特定できず証言を得ることができない。

なお、社会保険事務所が保管する A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できない。

申立期間②について、申立人は当時の同僚についての記憶が無く証言を得ることができない。

また、D 社は昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認することはできない。

なお、社会保険事務所が保管する D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

申立期間③について、E 社 H 事業所での厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、申立人の勤務状況並びに厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について、証言を得ることはできなかった。

また、F 社では「当時の資料が無いため厚生年金保険料控除等の確認ができない。」と回答している。

なお、申立期間③における社会保険事務所が保管する E 社 H 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年5月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで

昭和39年4月1日から同月30日までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を受けた。

当時交付された厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した日が、昭和39年4月1日と記載されており、採用された日である同日に厚生年金保険に加入したはずである。

また、研修終了後に配属されたB事業所での2か月間の加入記録は残っており、最初の1か月だけ記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金保険被保険者証及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人が昭和39年4月1日にA事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて、昭和39年5月1日にB事業所で被保険者資格を取得している。

加えて、上記記号番号払出簿には、申立人と同日に番号の払出しを受けている128名について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B 事業所における記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年 5 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日から同月 30 日まで A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を受けた。

研修終了後に配属された B 事業所での 2 か月間の加入記録は残っており、最初の 1 か月だけ記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に A 事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて、昭和 39 年 5 月 1 日に B 事業所で被保険者資格を取得している。

さらに、申立人と同時期に A 事業所に勤務した同僚は、厚生年金保険被保険者証を所持しており、昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記記号番号払出簿には、申立人と同日に番号の払出しを受けている 128 名について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B 事業所における記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、標準報酬月額については、38年4月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から39年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万円、同年10月から40年2月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月10日から40年3月21日まで  
A社B営業所には、昭和40年3月まで勤務しており、その間、厚生年金保険に加入していたはずである。  
元同僚のC氏もA社B営業所に同時期に勤務し、一緒に会社を設立するため同一日に退職した。  
申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の退職に関する稟議書及び元同僚の証言により、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、元同僚3名は、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、申立期間における申立人の業務内容・勤務形態に変更はなかったこと、及び元同僚のうち1名は申立人と同じ業務に従事していたことを証言しており、元同僚3名は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社における元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和38年4月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から39年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万円、同年10月から40年2月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「保険料を納付したか不明。」とし、「資格取得していた場合は間違いなく納付している。」と主張しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び、これに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が資格喪失日を昭和38年4月10日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月から40年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年4月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を確認できないとの回答をもらった。私の記憶では、5年分一括納付した覚えがある。

国民年金保険料は、昭和48年から定期的に納付しており、平成10年度から20年度までは毎年1年分を前納してきた。夫が昭和61年に死亡しているので、はっきりしたことは分からないが、申立期間は一括納付したはずなので記録を訂正してほしい。

なお、国民年金手帳は、A町（現在は、B市）に預けたままで1回も見ることが無い。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録、B市が保管する国民年金被保険者名簿及び同市に預けられていた申立人の国民年金手帳によると、国民年金被保険者の資格取得日が昭和48年5月10日となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月2日に払い出されていることから、このころに加入手続が行われたと推測されるが、申立期間の大部分は、申立人の夫が船員保険に加入していることから申立人は任意加入となり、加入手続が行われた時点では、さかのぼって国民年金に加入できない期間である。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間に係る国民年金保険料の納付を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時、A町に居住しており、別の国民年金

手帳記号番号が払い出され、保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月から58年2月まで

私は、基礎年金番号に統一されるまで、年金手帳を2冊所有していたが、申立期間に対応する手帳を破棄してしまった。私が20歳になった時、父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料も納付していたので、納付期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月2日以降に払い出されているほか、A市の国民年金被保険者名簿が61年3月8日に作成されていることから、このころに最初の国民年金の加入手続きが行われ、申立人が破棄したとする年金手帳はこの時に交付された手帳と推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期においては、時効の到来により、申立期間に係る国民年金保険料を納付できない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったとしている父は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から54年9月まで

昭和46年7月から54年9月までの期間について納付事実が確認できないとの回答を社会保険事務所から得た。55年10月に結婚したが、その年か翌年に妻がA市役所B支所で加入手続を行った際、20歳までさかのぼって納付することができると言われ、妻がB支所で分割して納付した。領収書等の資料は無いが、間違いなく20歳からの国民年金保険料を全額納付していたので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻から当時の納付状況を聴取したが、2年ぐらいの間に数回にわたり国民年金保険料を納付したとするほかには、保険料の納付に関する具体的な証言は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和57年2月6日であることが確認でき、この時点では申立期間は時効により納付できない期間である上、特例納付の実施期間でもなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の名簿は昭和57年1月12日に作成されているが、その時点でさかのぼって納付できる54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、同年12月から58年2月までの間に数回に分割して納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの期間及び37年8月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年4月まで  
② 昭和37年8月から38年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時の保険料は、母が私と姉の分を町内会の納付組織に納付していたはずであり、姉の保険料に未納が無く、私の分だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳（昭和38年3月11日発行）の昭和36年度及び37年度の印紙検認記録欄に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されていないことが確認できる。

また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の母が町内会の納付組織に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳が発行されたのは昭和38年3月11日であることから、過年度保険料となる昭和36年度分については納付組織では納付することができない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は既に他界しているため、当時の状況を聴取できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から63年3月まで

昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、申立期間前の昭和60年12月11日に転居したが、社会保険事務所の担当者によると、当時は、住所不定のため郵便物が届かなかったと言われた。しかし、納付時期や金額は記憶していないが、未納となっていた保険料をまとめて納付したはずであり、その際、未納保険料は全額支払ったと確信しているので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の昭和60年12月11日に転居し、その際に、A市役所にて各種届出を行ったとしているが、申立人はA市役所の国民年金担当窓口においては住所変更の手続を行った記憶が無い上、申立人が保管する年金手帳の住所欄には転居前の住所が記載されたままとなっているとともに、A市の住民票によれば、住民票の異動届出は転居した2年後の63年1月22日に行われていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和61年4月から平成元年4月までの期間は申立人の転居により社会保険事務所からの送付文書が未送達となり、不在決定処理がなされていることが確認できることから、申立期間を含む期間の納付書が送付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、未納となっていた期間の保険料をまとめて納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間後の昭和63年4月から平成2年3月までの2年分の保険料を2年7月24日に納付していることが確認でき、当該納付日時点では、申立期間は時効により、

制度上納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実は確認できなかったとの回答をもらった。

私は、23 歳の時に家業を手伝うため会社を退職し、昭和 46 年 12 月から 52 年 3 月までの期間、国民年金に加入した。私は、保険料の納付に直接関与していなかったが、同居していた兄夫婦が私の分も一緒に納税組合で納付していたと聞いており、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 12 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を申立人の兄夫婦が申立人の分も含めて納税組合に納付していたとしているが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人と申立人の兄夫婦の国民年金保険料の納付日が同一日となっているのは 51 年 4 月から同年 12 月までの期間（9 月）だけであり、申立人の兄は 43 年 8 月から 49 年 3 月までの期間、申立人の義姉は 44 年 7 月から 49 年 3 月までの期間は未納となっていることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、上記名簿によれば申立期間における申立人の兄夫婦の保険料は、昭和 53 年 2 月 21 日に過年度納付しており、納税組合を通じて納付していたとは考え難い。

さらに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は、昭和 52 年 5 月 1 日に B 市に転出したことが確認でき、申立人の兄夫婦が過年度納付した際に、申立人に係る納付書が兄夫婦の住所に届く

とは考え難い上、申立人自身も納付書が送付されたとする記憶は無い。

加えて、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、当時の納付状況が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から同年 7 月まで  
国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
私は、昭和 50 年 4 月ごろ、役場に国民健康保険の加入手続に行ったところ、国民年金もセットで加入と言われて手続をとり、その際に申立期間の保険料をまとめて納付したので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った際に併せて納付したと主張しているが、加入手続と同時に納付書が発行されることは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 50 年 7 月 31 日であり、過年度保険料となる同年 2 月及び同年 3 月の保険料については、役場の窓口では納付することができない。

さらに、申立人は、加入手続時に申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、あらかじめ加入期間を特定して、加入及び保険料を納付することはできない上、A 町が保管する国民年金被保険者名簿の納付記録によると、申立期間は未納保険料の督促を行ったとする表示が確認でき、その後、納付されたことをうかがわせる表示や記述も無いことから、保険料納付が行われていなかったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、加入及び納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和35年の秋ごろだったと思うが、県庁の職員が夫の勤務先がある町内会の集会所に来て国民年金制度の説明を行った際に加入を勧められた。申立期間当時、加入者は少なかったが、毎月夫の給料日に班の人たちの保険料を自分が集金して町内会の役員に渡していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月31日に国民年金に任意加入し、56年10月までの期間はすべて保険料を納付しているが、申立期間については、資格取得以前の未加入期間となり、制度上納付することはできない。

また、申立人は、申立人の夫が勤務していた会社がある町内会の集会所において、国民年金制度の説明会を受けて加入したとしており、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号の前後6人について社会保険庁のオンライン記録で確認したところ、全員が申立人と同様に昭和37年1月31日から国民年金に任意加入している上、保険料の納付も同年1月からとなっているとともに、この6人のうち1人は、申立人と一緒に加入した知人であることが確認できる。

さらに、申立人は、任意加入期間はすべて納付済みとなっているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間の納付は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から57年1月までの期間及び平成元年12月から15年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年12月から57年1月まで  
② 平成元年12月から15年11月まで

昭和39年9月に結婚し、同年12月ごろに元夫又は義母がA市役所で私の国民年金の加入手続をし、保険料も私がB市に転居する前の48年5月ごろまでは納付してくれていたと思う。当時、元夫はサラリーマンで、嫁ぎ先も生活に余裕があったので、保険料を納付していないはずはない。

昭和48年6月ごろ、家庭の事情により私一人がB市に転居した。転居後の1年から2年は生活が苦しい時期でもあったので、納付していない時期があったかもしれないが、50年6月ごろからは当時同居していた者が納付してくれていたと思うし、私自身がC銀行のD支店で納付書により納付した記憶もあるので、すべて未納であるはずがない。

また、私がB市E区に住んでいた時期（平成元年12月から14年9月まで）に市の職員と思われる女性が自宅に集金に来たので保険料を納付し、そのときに仮の領収書のようなものを受け取った記憶がある。

未納の期間が、1年から2年ということであれば納得もできるが、私の記憶とあまりにも違い納得できないので申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月ごろに元夫又は義母がA市役所で加入手続をしてくれたと主張しているが、当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない上、社会保険事務所が保管する国民年

金手帳記号番号払出簿によれば、50年3月17日にF町で払い出された申立人の手帳記号番号があり、同町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年2月18日に強制加入により資格を取得し、同年5月13日に資格を喪失しており、同名簿の保険料検認記録の欄には資格取得以前は「印紙不要」と記載されていることから、同町で加入手続をするまでは未加入として扱われていたと考えられる。ところで、申立人が現在所持している国民年金手帳の手帳記号番号は同年3月17日に払い出されたものとは異なっており、また、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、39年12月23日に強制加入により資格を取得したことになるが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、上記手帳の手帳記号番号は50年6月20日に同市に払い出されていることから、同市で加入手続を行った際にさかのぼって資格を取得したものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和39年12月から48年5月までの期間については、申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付に關与しておらず、当時の納付状況等が不明である上、申立人の元夫又は義母が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。その後の同年6月から50年5月までの期間については、申立人は「保険料を納付していなかったかもしれない。」と述べるとともに、同年6月から57年1月までの期間については、「当時、同居していた者（故人）が保険料を納付していたかもしれない。」と述べているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、同人に関する申立期間①を含む36年4月から平成元年6月の資格喪失までの期間の保険料は、すべて未納となっており、同人が申立人に係る保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から同年11月まで  
昭和47年2月に会社を退職し、同年12月に再就職した。

時期ははっきりとは覚えていないが、昭和48年3月ごろに、A市役所に相談に行ったところ、担当者から、将来のために国民年金に加入するよう勧められた。

そのときに、国民年金の加入手続をして、手書きの納付書を作成してもらい、その後、申立期間の保険料は、現姓の名前で3回ぐらいに分けて納付した。

当時、少ない給料の中から納めたので、このことだけは鮮明に覚えており、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月7日に旧姓名義で、その後、56年5月7日に現姓名義で、番号を異にしてそれぞれ払い出されているが、現姓名義の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は現姓の名前で3回ぐらいに分けて保険料を納付した旨主張するが、A市が保管する旧姓及び現姓の各名義の国民年金被保険者名簿（紙名簿）では、保険料に関する記録欄の昭和46年度と47年度の箇所は空欄で、申立期間は未納となっており、旧姓名義の名簿に申立人の姓が訂正された事跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年1月まで  
昭和46年に短大を卒業して幼稚園に勤務し、その共済組合に加入したが、父親が、私が学生だった期間に国民年金の加入手続をし、学生及び共済組合加入の各期間の保険料の納付をしてきていたため、申立期間を保険料納付済期間にしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びA町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和58年1月1日に国民年金に任意加入し、その国民年金手帳記号番号は同年3月15日に払い出されていることが確認でき、ほかに申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が20歳当時の住所地であるB市からは、「20歳当時の行政区の中に申立人の名簿が無い。」及び「転出台帳にも申立人の名簿が無い。」との回答を得ていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金の加入手続や保険料納付に直接関係しておらず、加入手続及び納付を行ったとする父は既に死亡しており、同人から当時の状況を聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで  
昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料は、妻が夫婦二人分をA市役所B支所で一括納付しているため、申立期間が未納となっていることはあり得ない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間を含む昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の43年4月から48年3月までの保険料が第2回特例納付の実施時期である50年12月22日に特例納付されていることは確認できるが、申立期間は未納となっており、申立人の保険料を一括納付したとする妻も同期間は未納となっている。

また、申立期間は第2回特例納付では納付することができない期間である上、特例納付をした昭和50年12月22日時点では、48年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、申立期間当時、大学生でA市に住んでいた。17年前のことで記憶が定かではないが、実家の父から連絡があり、A市役所で国民年金の加入手続を行った。そのときに納付書をもらい、回数はよく覚えていないが何回かに分けて国民年金保険料を納付した。納付した金額及び領収書を受け取ったかは覚えていないが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の年金加入記録は、厚生年金保険のみであり、A市からは、申立人の国民年金加入記録及び納付記録は確認できないとの回答を得ている。

また、申立人はA市役所で国民年金への加入手続をし、保険料を納付した旨主張するが、上記のとおり、申立人が国民年金あいまいに加入した形跡は見当たらない上、申立人の納付状況に関する記憶も曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から46年3月まで

私の昭和37年4月から46年3月までの国民年金保険料が納められていないということだが、36年4月から毎月、A市役所B支所に出向き納めていた。

支所の窓口の人から「10年間をさかのぼって納めるといい。」と言われたが、夫と私の二人分の10年間の保険料を納めるお金は無いと答えると、窓口の人はご自身の分は1年間で十分ですと言うので、夫は10年間、私は1年間の保険料を一緒に納めた。それなのに、私だけが9年間未納となっているのは不思議でならない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から毎月、A市役所B支所に出向き納めていたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、46年10月29日であることが確認でき、ほかに申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その夫の10年間及び申立人自身の1年間の保険料を一緒に納めたとも主張しており、これは特例納付で納めたことが考えられるところであるが、社会保険事務所が保管する申立人とその夫の国民年金被保険者台帳の備考欄には、申立人が昭和36年4月から37年3月までの1年間、その夫が36年4月から46年3月までの10年間について特例納付したと認められる記載がある上、申立人が自分の保険料については1年間を納めたと主張しており、社会保険庁の記録に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間は長期間である上、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 1 月 31 日まで  
私は、申立期間の厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、A社の加入期間の記録が確認できないとの回答をもらった。  
短期間のアルバイトだったが、A社のB事業所で配送する商品検査や検収の仕事をしていた。  
厚生年金保険に加入していたかどうか不明だが、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の名称、所在地及び仕事の内容を具体的に記憶していることから、A社に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、申立人は勤務が短期間のアルバイトであったとしているところ、A社からも、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書に申立人の氏名が無いことから、アルバイトであったと思うとの回答を得ている。

また、申立人は、当時、国民健康保険被保険者証を所持していたと思うと述べている。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立内容を確認できる証言等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 2 月 15 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 2 月 15 日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私がB市に居た昭和 41 年に、私の長男が生まれ、健康保険を利用しました。この時点において当該事業所に間違いなく在籍し厚生年金保険に加入しておりました。再度調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人がA社が関係する工事現場で働いていたことを推認することはできる。

しかし、ほかの複数の元同僚は「申立人がA社に勤務していたことを記憶していない。」としており、中には、「工事現場にはA社の社員のほかにも下請会社及びグループ会社に雇用されていた多くの作業員がいた。」と証言している元同僚もいることから、申立人が当該事業所の正社員であったことを確認するまでには至らない。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた根拠として、申立人の長男が昭和 41 年に当該事業所があるB市で生まれたことを挙げているが、出生届はC市に提出されており、当時の申立人にかかる戸籍の附表が廃棄されているため、申立人がB市に居住していたことを確認することは出来ない。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したものの、前代表取締役社長は「現在破産手続中であり、人事関係資料は無い。」と回答している上、破産管財人も同様に「資料は所持して

いない。」としており、申立内容の事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 50 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 45 年 5 月から 50 年 12 月末日まで、A 社（旧社名は、B 社）に勤務したが、この期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、同年 2 月 20 日資格取得、51 年 1 月 1 日資格喪失となっており、申立期間の加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 45 年の入社当時、歯痛のために治療したいので A 社の担当者に「健康保険証を早くほしい。」と依頼し、その健康保険証を使用したことを覚えており、申立期間についても健康保険と厚生年金保険に加入していたと思われるので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人は、勤務期間の特定までは至らないが、A 社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、C 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）により、申立人が昭和 50 年 2 月 20 日厚生年金保険に加入し、51 年 1 月 1 日に資格を喪失したことが確認できる。

また、A 社における雇用保険の加入記録においても、申立人の資格取得日は昭和 50 年 2 月 20 日であり、社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日と一致する。

さらに、申立人は、「入社した昭和 45 年ごろ歯科医院で治療したことを覚えている。」と述べていることから、歯科医師会の資料から、治療したと推測される病院を調査したが、既に廃業しており、事実を確認することはできなかった。

加えて、当時の事業主は亡くなっており、当時の事務担当者とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月21日から7年12月1日まで

私は、昭和59年1月から平成10年2月までA社に勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間は厚生年金保険未加入期間とのことであった。

当該事業所には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、居住地であるB市が保管する国民健康保険加入履歴により、平成2年12月21日に社会保険から脱退し、国民健康保険に加入したことが確認できる。

また、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人が平成2年12月21日に被保険者資格を喪失した届出を、同月26日付けで社会保険事務所に提出し、翌27日に受理されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月28日から同年12月1日まで  
② 昭和26年9月25日から同年10月1日まで

私は、昭和24年6月28日から26年9月30日までA社に正社員として勤務していた。この期間について、社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、24年12月1日から26年9月25日までの加入期間は確認できたが、24年6月28日から同年12月1日までの期間及び26年9月25日から同年10月1日までの期間については確認できないとのことであった。私は、申立期間も間違いなく当該事業所に勤務していたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人は、A社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立期間①については、元同僚も入社時期と厚生年金保険の加入時期が相違しており、当該事業所が、どのような基準・制度で加入手続を行っていたかは不明であるが、必ずしも、入社時期と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立期間②については、申立人は昭和26年9月30日まで勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（マイクロフィルム）によると、当該事業所は同年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、昭和49年に解散していることから、申立人に関する資料は無く、申立期間当時の事業主や所長も既に亡くなっているた

め申立てに係る事実を確認することができなかった。

加えて、A社を退職後に勤務した事業所は、「当社の人事記録は、申立人が提出した履歴書に基づき前歴部分を記載したもので、A社に勤務していたか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらいました。  
私は、昭和 40 年 4 月 1 日から A 社に入社し、58 年 5 月 2 日に退職するまで途中で辞めたことは無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している人事記録によると、申立人が昭和 41 年 3 月 31 日に退職し、同年 6 月 1 日に雇員として再入社していることが確認できる。これについて、同社では、「当時の人事記録からみて、見習員で入社した社員は雇用期間が定められており、申立人は見習員としての雇用期間が過ぎた時点で退職し、2 か月後に雇員として再度採用されたものと考えられる。」と説明している。

また、A 社が保管している昭和 41 年 4 月及び同年 5 月に係る全従業員の給料明細表には申立人の氏名は無い上、同社が保管している申立人に係る同年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿の総支給額及び社会保険料の控除額は、同年 4 月及び同年 5 月分を除いた額と合致していることから、申立期間に係る給与が支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと認められる。

なお、A 社は昭和 41 年 5 月 1 日から国民健康保険組合に加入しているが、同組合に申立人が加入したのは、同年 6 月 1 日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 7 月 11 日まで  
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に以前から照会していたが、その都度、脱退手当金を受給しているとの回答であった。  
昭和 41 年 8 月から A 社で働いており、B 市に住んでいた。  
脱退手当金を受給したとされるころは働いており、脱退手当金を請求することは考えられないし、受け取った記憶も無い。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格の得喪については、昭和 38 年 9 月 1 日取得、同年 12 月 1 日喪失、41 年 7 月 11 日取得となっている。これは、申立人が 49 年ごろに国民年金に加入し、その際の資格取得日は、35 年 10 月 1 日となっていたのが、平成 12 年 2 月 2 日に得喪日の訂正及び追加の処理が行われた結果であることから、国民年金への加入手続をした当時、申立人が申立期間のうち昭和 35 年 10 月 1 日以降の期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、申立人の C 社における被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取して

も、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所からの照会で、A社に勤務していた平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 3 月 31 日までの期間の標準報酬月額が 11 万円となっていることを知った。

平成 13 年に会社が閉鎖されたので書類等はすべて処分したし、事業主も亡くなったので詳しいことは分からないが、当時の給与額は 15 万円と記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を 15 万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立期間に係る標準報酬月額は記録されておらず平成 13 年 6 月 5 日付けで、12 年 10 月 1 日にさかのぼって申立人の標準報酬月額を 11 万円と記録されたことが認められる。

また、同様の処理は、申立人のほかにも、申立期間当時に当該事業所に勤務していた事業主を含む 3 人全員に認められる。

しかし、社会保険事務所が保管している平成 12 年度滞納処分票の記録によると、平成 12 年 8 月に提出すべき算定基礎届を 13 年 6 月に提出していることが確認でき、社会保険事務所における不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の給与額は 15 万円であったとしているが、給与明細書、源泉徴収票等はいらったかどうか覚えていないと述べていることから給与額を確認できない上、社会保険庁の記録では、申立人及

び当時の同僚の標準報酬月額が段階的に下げられていることから、給与額が減額されたと考えるのが自然である。

さらに、当該事業所は既に閉鎖され事業主も亡くなっており、申立期間当時の関係資料は保存されておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。